

第 1 回泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会 会議録要旨

開催日時	平成 27 年 7 月 23 日（木）午前 10 時～11 時 40 分
開催場所	泉佐野市役所 5 階 理事者控室
案件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の委嘱 ・ 会長、副会長の選任 ・ 案件 <ul style="list-style-type: none"> (1) 人権問題に関する市民意識調査について (2) 男女共同参画推進条例について
委員出席者	藤里委員 立山委員 松浪委員 中村委員 本間委員 中井委員 東谷委員 村田委員 中西委員 神藤委員 岡野委員 松山委員 井岡委員 沖西委員 細見委員
事務局出席者 （人権推進課）	奥田人権推進担当理事 辻課長代理 殿元主幹 木ノ元主幹
傍聴人数	0 人

1 開会

2 市長挨拶

皆様、こんにちは。ご紹介いただきました泉佐野市長の千代松大耕でございます。本日皆様方におかれましては、ご多忙の折にもかかわらず、ご出席を賜わり誠にありがとうございます。

皆様方におかれましては泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会委員をお引き受けいただきましたことに心より感謝をいたしますとともに、平素より人権行政をはじめ、市政の各般にわたり格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をおかりいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、本市では、あらゆる人権問題を重要な行政課題として位置付け、1993年に制定しました「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」（通称差別撤廃条例）や2004年に策定しました「泉佐野市人権行政基本方針」などに基づき、差別解消、人権尊重の社会づくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、ここ数年を振り返ってみましても、差別を助長・拡大するような落書やインターネットへの書き込み、同和地区に関する問い合わせなどは一向になくなっておりません。

これまで部落差別撤廃人権擁護審議会におきましては、本市における人権行政推進に関する基本方針となります「泉佐野市人権行政基本方針」の策定についての答申をはじめ、「泉佐野市犯罪被害者等支援に関する取組指針」「第2次いずみさの男女共同参画行動計画」等の策定にあたり、貴重なご意見を頂戴してまいりました。

そして本市が今年度実施する、人権問題市民意識調査や男女共同参画基本条例の条例案作成など、今後の人権施策を考えるにあたり、これからも皆様方の忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、差別のない明るい国際都市、泉佐野市の実現のため、委員任期の2年間大変ご苦勞をおかけいたしますがご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本日ご参加の皆様方の今後ますますのご健勝・ご多幸をご祈念いたしましてわたくしの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

3 委嘱状伝達式（委員紹介）

【事務局】 （審議会規則について説明）

4 会長、副会長の選任

会長に神藤委員、副会長に立山委員を選任。

5 会長挨拶

○議事

【会 長】

皆さんに本日の審議内容についてのご連絡等があったとは思いますが、議題については、人権問題市民意識調査、男女共同参画推進条例の2つの案件があります。まず、人権問題に関する市民意識調査についてご審議いただきたいと思っておりますので事務局の方から説明よろしく申し上げます。

【事務局】 （資料に基づき説明）

【会 長】

ただ今、人権問題に関する意識調査の実施についての説明がありましたが、この話を今初めてお聞きになる方もいらっしゃると思うので、事務局の方からこの位置づけ的なこと、「今なぜ意識調査をするのか？」とか、聞くところによると大阪府では5年に1回やっているが泉佐野市では最近全然やっていないと

のことなので、そのあたりの説明をしていただきたい。

【事務局】

人権意識調査ということで大阪府は5年に1回ずっと続けて行っております。泉佐野市の方は20年前に意識調査を行って以来全く行っていないということなので、市長の方からもやったほうがいいのではないかということでは言われて、昔は言わなかったヘイトスピーチ、男女間の問題、新たなではないと思いますが、昔からあった問題とは思いますが、今新たにセクシュアルハラスメントとかハラスメントのこと等、いろんな人権課題がでてきた。その中でこれから泉佐野市がどうやって啓発を進めていったらいいのか、市民の方はそういうことに対してどういう風に思っているのかというのをこの意識調査で把握して、これからの人権啓発に活かしていきたいということで今回意識調査を実施させていただくということで進めております。

【会 長】

出来上がってきたデータにはあらゆる人権課題についての課題も含めて、また前の意識調査から20年経過しているのも、何らかの形で進展している部分、あるいは停滞している部分、そこらあたりの課題なども出てくるのかなあと思っています。

以前の調査結果の資料を拝見して、気になった部分を1つだけ述べさせていただきますと、例えば同和問題の意識を深める、あるいは実践力を付けていくなかで有効な手段・方法としていわれるのが、地域の施設を利用したり、地域の事業に参加したりして当事者との交流を深める・理解を深めるという事が有効な方法だとよくきくんですけれど、前の調査では利用とか参加したりしたことがないと答えた方が74%あるんです。4人のうち3人は全く地域とかあるいは人々とのふれあいが無いというように答えているわけですが、この20年の間にこの辺は進展があるのではなかろうかと、今度の調査で私が予想するところなんですけれども。

もう1つ、気がかりなところをいいますと、「差別と気が付いていたけれども何もできなかった」人が63%となっています。気が付いたんだけど「あなたの言ってることは差別ですよ」という指摘とか、「そういう言い方は間違いだ」とか何らかの形の助言、話ができなかった。20年経ってるんですから、このあたりもうちょっと進展していることを期待したいですし、そうでなければ、今後の啓発活動でどうしていったらいいのか、それは同和問題に限らず、ヘイトスピーチにしても、性に関する差別にしても同様だと思いますし、そのあたりで今後の課題も、そういう意味で意識調査をすすめていこうと市長さんもお考えになっているということでございます。

そういうことも踏まえた上で、先程、事務局から説明していただきました実

施要綱・事業の概要・スケジュール等についてお聞きになったなかでご質問、ご意見等ありましたら頂戴したいと思います。

【委員】

6月の検討委員会には我々は参加していませんが、その時には調査項目の検討をしてあるんですか？

【事務局】

その時はまだ調査項目は出しておりません。これから作成して、第2回めの検討委員会の前に案を各委員さんにお送りして、見ていただいて、9月に行われる第2回めの検討委員会で決定していきたいと思います。

【会長】

先ほど事務局から説明のあった資料4、5、6の中身が6月の検討委員会の内容で、その後皆さんに報告する具体的なことはないんですか？

【事務局】

大阪府が今年行う分について、大阪府に協議に行った時に、「大阪府の設問を使っただいて結構です」と言われたんですが、大阪府が外へ出すまでは、使ってもらっては困る、ということなんです。初めは案をもらってその分を見ながらと思ったんですけども、大阪府より少し遅れていかないとダメなんです。それをすると。だからちょっと無理かなと思いつつ、予算が少し余った分で委託業者がやりますと言ってくれましたので、市独自の分と各市の分とをふまえて業者が設問項目の、まず案を作ってくださいということで今進めています。

【会長】

大阪府が府の資料を使っただいいという、解禁になるめどは10月とか11月ですか？

【事務局】

大阪府の予定では、9月の予定だったのですが、9月に発送はできないと思っております。9月に発送してくれると泉佐野市は10月にできるんですけども、今年の大阪府の調査項目を使えたら府のアンケート調査結果と泉佐野との対比も少しできるんですけども、それは無理かなと思っております。

【会長】

事実上今年の大阪府の意識調査は間に合わないということですね。偶然同じ

ような質問事項があれば比較もできると。

【事務局】

そうですね。

【委員】

20年ぶりということなので、いい調査にさせていただきたいと思います。人権問題についての意識調査の観点ですが、人権問題って言ったときに、いろんな事を思い浮かべる人がいると思うんです。様々な人権問題があって、それに対してそれぞれに対応していくのか、あるいはいわゆる部落問題に焦点があたるのか、アンケートを受けとめた人の人権問題に対するイメージはだいぶ違うと思うんですよ。例えば人権問題といたらこの点にフォーカスするとか、そうじゃなくてもっといろいろあると思う人もあるので、どのような調査項目にするのか、調査項目の立て方、順番は非常に難しいと思います。

大阪府の調査は、今年の方は間に合わないという事ですが、5年前はやるんでしょ。5年前とかなり重複するところもあると思うので、その分であるとか他の自治体がやってる最近の分などを参考にしながらどのような人権課題をラインアップしていくのかが一番難しいところだと思います。それともう1つなんですけど、女性問題に関してもこの調査はもともになるんですか、条例制定とか。

【事務局】

設問項目はどれくらいになるかわかりませんがそれも入れさせていただこうと思っております。

【委員】

女性問題は人権課題の中に入るということで、それもどのくらいの分になるのか考えていただきたい。

もう1つなんですけど、調査票を回収してデータ入力とあるんですけれども、調査票を回収して委託業者に提出するとありますが、回収まではここがやってということなんですけれども、それはどういう形になりますか。例えばプライバシーやデータ処理は、漏えいしたりとかそういう事がないように手立てはとってらっしゃると思うんですけれども、回収というのは、回収して、回収したデータはどのような形で業者に渡るんですか。

【事務局】

調査票につきましては無記名でこちらへ返送していただきますので、プライバシーの関係は原則ないと思います。ただ、委託業者に確認しましたところ、

だいたい市の方に返送されたものももらっていて、中身に、調査と関係のない個人情報が入った書類も入っている場合もあるということなので、とりあえずは無記名で送られてくる分の封を開けて中身を確認してから業者に手渡したいと思っております。調査票の中には個人情報に関する部分は挙げてこないと思っています。

【委員】

データ処理した者が漏らさないようにしてくださいよとか、要綱を順守して下さいよとかは取り決めの中に入ってるんですか。

【事務局】

契約の中には入ってます。

【会長】

他にございませんか？

【委員】

私は、「泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」の委員にもなってまして、そちらのほうでもアンケート調査をします。泉佐野市の市民としましては、そのアンケートがあり、国勢調査があり、そして意識調査のアンケートもあるということなので、いろんなアンケートが重なる人もいます。なるべく書きやすい方向にしてもらわないと、重なった人は「またか」ということになりかねないので、ぜひとも答えやすいアンケート調査になればいいなと思います。

【会長】

他にございませんか？

【委員】

今度町会のゴミ袋のこともあり、件数調べて名前を書いて名簿を11月までに出さないといけない。それも調査しないといけないし、国勢調査もあり、アンケート等たくさん出てくると思います。

【会長】

時期的なものもいろいろ重なることもありうるので、そのあたり配慮してはどうかということですね。他にございませんか。

【委員】

大阪府の方では5年に1回行っているという事ですが、府の状況が5年間で意識がかわってきているのか、どのような状況報告をうけているのか。当市は20年ぶりですので、かなり期間があいているので意識もかなり変化してきていると思うんですね。

それと他市の調査状況、他市が何年ぐらいに1回やられているのか、近隣で結構ですので参考までにわかっていたら教えていただきたい。

【事務局】

他市は大阪府と同じく5年に1回です。今年は堺市も実施すると聞いております。府の調査の中身についてはまだ把握できておりません。

【会 長】

府から出されている啓発冊子の中に人権課題があれこれありますということで、主な項目として16項目ありますね。女性差別、子どものいじめの問題、部落差別、障がい者差別など、その他にこんな事情で人権侵害受けるというのはあと6つほどあるんです。ひろげていったら22項目ほど。そんな中にはアイヌ人に対する差別そういうのも入ってくるんですが、それらのすべてをこの意識調査の中の項目に入れることは出来ないと思いますが、これまで市としてやってきた項目、大阪府が主に取り上げている項目の中の代表的なものに絞られてくると思うんですが、最近特にヘイトスピーチに対する関心は高まっているように思います。ちょっと今の質問で思い出しました。他にございませんか。

【委 員】

答えやすいということだと、質問項目は40以下におさえた方がいいと思います。35～36をこえるとしんどくなる感じがします。人権課題いっぱいあるから答える時にこれが何の人権だったのか判らないくらいになったりしますので、分ける時もきっちりわかりやすくして、何を知りたいのか、どういことを知りたいのかという事をハッキリさせて、あれもこれもききたいというのではなくて取捨選択をしていただきたい。

【会 長】

調査の目的を焦点化していく、そして項目数はしぼられていったほうがいいんじゃないかという事ですね。他にございませんか。

【委 員】

先程の大阪府の項目を教えてもらえたら、それを活用するというのは大変良いことだと思います。ところがいろいろ府の事情もあって、むこうが出さない限りは泉佐野市は使えない、と。そこで提案ですが、「大阪府がアンケートを実

施したその日以降に泉佐野市はします。それまでに案として大阪府が考えている項目を教えてください。」というのは可能なんですか。

【事務局】

案の段階で、むこうが作った時点で教えてくださいという話をしたら、たぶん大丈夫だと思うんです。大阪府が実施するまで泉佐野市は出しませんよということで進めていけば、たぶん大丈夫だと思うんですが、そこまでの確認はまだとってないんですけれども。

【委員】

私は、それをしたらいいと思います。泉佐野市だけでなく他の自治体から同じような要望があるんじゃないですか。独自で作ることがめんどくさいからということではなく、実績もある、それなりに考えたうえでつくっているアンケートだと思いますので、そういうのは活用してはどうか。

もう1つは、今回20年ぶりにアンケートするということですが、次は何年後にやるのか、やらないのか。そういうことの説明がなかったと思います。市長の意向もあると思いますが、やらないよりはやった方がいいと思います。ただし、その場限りで今回やってまた10年放っておくとか、あるいはまた項目も随分変わるとか、そうしたら比較検討がしにくいと思いますので、大阪府の案を活用しながら、もし何年か後にするのであれば、これについては毎回やるとか、そういうことも検討なさって、そのうえでアンケートの内容を、なんでもかんでもたくさん項目を作ったらしんどいので、そういうことも踏まえて検討した方がいいんじゃないかと思います。

【会長】

大阪府の5年前の調査項目、10年前の項目、15年前の項目など入手できれば、どこかに共通する項目、府として重点的に考えている項目があると思うので、あれば参考にしていけるんじゃないかならうかと思います。今後の方向性という事もお指摘いただきましたので、今後の審議の中で当然課題としてでてくるかと思っています。他にございませんか？

【会長】

貴重な意見沢山だしていただきましてありがとうございました。これらを参考に検討委員会を進めていただきたいと思います。事務局よろしくお願います。

【会長】

それでは2点目の議題であります、男女共同参画推進条例(仮称)について事

務局より説明をお願いします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会 長】

ただいまの男女共同参画推進条例(仮称)策定について何かご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

【委 員】

泉佐野市がここまで遅くなった何か特別な理由がありますか？

【事務局】

お手元の資料7をご覧いただきたいと思います。特段どうして遅れたのかということにつきましては理由というのはないところなんですけれども、まず平成元年に男女共同参画の担当部署が配置されました後、いろいろ諮問機関であったり、懇談会であったり、すいしん計画は策定しているところです。私個人の意見ではありますが、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための人権の条例を本市においては府内においてもトップを切って制定しておりますので、人権のジャンルの1つとして、そこを母体としてすいしん計画の中で、年次計画の中で着々と進めてきたのが実情ではないかと思われまます。

【会 長】

女性センター担当者あるいは女性センターを中心に地道な活動を進めてきたというあたりは、他の市町村にそんなに遅れはないというふうに思います。条例制定という盛り上がりがあって、他の市町村の場合とはとにかく条例を先に作って市民のみなさんを引っばって行こうという形で先に条例を作られたという話を聞いています。泉佐野市が着々と日常的に啓発活動をすすめてこられた点は一定評価していいと思います。こういう表で見ると後ろから数えた方が早いやないか、というふうに見えますけれども。他に何かございませんか。

【委 員】

今までのご苦勞も考えまして、いよいよ男女共同参画の条例が策定されることは大変うれしく思っております。行程案の中で9月に事務局の方で条例案を作成されて10月～12月に審議会が開催されて、そのあと1月～2月にパブリックコメント募集とありますが、このパブリックコメントについて、泉佐野市は特色のある条例をつくるためにどのような工夫をされているのか教えてください。

【事務局】

パブリックコメントにつきましては本市で全庁的な取組みがございまして、こういった審議会の中で決まった内容をベースにできあがる1つのプランを、参画いただいている委員さんだけではなくて、広く市民の皆さんにご意見をいただいで、そういった意見をより多くとり入れたプランにする1つのやり方として一般的に公募をかける形になってます。期間については1週間にするのか1ヶ月にするのか3ヶ月にするのかは個々に担当部署の中で検討します。まず市報ですとか、市のホームページにPRしまして、「泉佐野市ではこういった男女共同参画の条例を策定します、今出来上がっている素案はこちらです、ご意見をどんどん提出して下さい。」という決まったやり方がありますので、そこにのっとった形でこの条例も取組みをしていきたいと考えております。

【委員】

それは標語みたいなものですか？

【事務局】

標語とはまた少し違いまして、やりたいなあと思われる方には、例えばホームページの中で素案の内容を見ていただいて、素案を一読していただいて、「この内容で自分はどう思う。プラスこの内容を加味してほしい。」というような意見を自由にお書きいただいて、その内容をメールなり郵送で送っていただく形になっています。

【委員】

内閣府がやっているのは、「地域力×女性力＝無限大の未来」となっていますね。それを想像したんですけれど、それとは違うんですか。

【事務局】

はい、それとは違います。

【会長】

条例ができた後、いかに実効性あるものにスムーズにうつれるかということで、できるだけ、市民の声や関心を吸収して盛り込んでいきたいという方向性だと思います。他にご質問ございませんか？

【委員】

毎回言っているんですが、女性センターに10何年とかかわっているメンバーとしては遅いなあと思いつつ、その分かなり事業は積み重ねてきたものがたくさんあります。泉佐野市独特の事業、ゲストティーチャーもそうですが、他

市ではやっていないようなこともやっている。そういうのも長年やってきたうえで、他市にまけないようないい条例を作ってほしいと思います。そのために熟してきたような形のものができればうれしいなと思っておりますのでよろしくをお願いします。その中にはパブリックコメントもそうですが、市民の声も活かしたような形、現状をふまえた様なものが出来ればいいなあとと思いますのでよろしくをお願いします。

【事務局】

貴重なご意見ありがとうございます。簡単に今泉佐野市で取り組んでいる事業を1つ～2つご紹介させていただきたいと思います。ゲストティーチャーという事業ですが、これは男女共同参画で活躍されている市民の方々が泉佐野市内の小学校に出前授業という形で行っていただきまして、例えば4年生・5年生・6年生とそれぞれの学年に応じたプログラムを作っておりまして、その内容を教師となってお講義いただく事業を行っております。

例えば4年生では、男の子だからこんなふうには考えないといけないよとか、女の子だからこうしないといけないよとか、性別にとらわれた固定概念があると思うんですが、例えば絵本をもとに男の子が感動して涙を流すのがダメだと言われる考え方について、どうして男の子が泣いたらいけないの、というお話であったり、5年生では、職業について、男の子だからできる仕事、女の子は出来ない仕事と決めずに、みなさんそれぞれやりたいことをやっていけばいいんだよ、というような学習。6年生では、自分の気持ちをスッキリと友達に意思表示をするにはどうしたらいいの？ モヤモヤタイプになるのか、怒って言うてしまうのか、いろいろなやり方の中で、友達とのコミュニケーションをとるにはスッキリタイプでいきたいよね、というような指導をしてもらっています。それがもう10年以上やっております。子どもさん向けには小学校のうちから知っていただくのが一番大事かなという事で重点的に事業をすすめております。

大人向けの事業といたしましては、黄色のリーフレットの中に個々の事業を入れております。特に今年、内閣府の交付金事業の受託が出来ましたので、9月から女性の活躍にむけて交付金事業をすすめていくことになっております。特に子育て世代の子育て支援を応援するといったテーマでいくつかの事業を、例えば男性向けの「パパと子どもさんの料理教室」であったりとか、男性の50代以降アフタヌーン時期を迎えるときに男性として、例えば料理であったり、健康面であったり、セカンドライフを充実するための啓発できるような事業を催したりですとか、企業様向けにはメンタルヘルスの講座を企画したりとか、今年は重点的にそういった事業を実施していきますのでご参加の方なり、ご意見を頂戴したいと思っております。長い時間取らせていただきましてありがとうございました。

【会 長】

今、条例はなくとも具体的に進められている例をいくつか説明いただきました。この件について、あるいは他にご質問、ご意見ございませんか。

【委 員】

泉佐野市は、ゲストティーチャーや男女共同参画ひろめ隊など本当にユニークな取組みをしておられて、人権擁護審議会が男女共同参画をやろうというふうに発議して下さった。それはすごくうれしいことで、人権擁護と男女共同参画が手を携えてやるというのはあまり自治体でもめずらしいことですので、それは泉佐野市の特徴として、それがひろがるので喜ばしいことだと思います。なぜこんなに遅くなったのか？ という事ですが、男女共同参画社会基本法ができて、自治体が作れる最高の法規として条例ができる、男女共同参画条例ができるというのが一番大きなポイントだったんですね。ですから、大阪市・堺市・岸和田市・豊中市などが府下の一番乗りをめざそうということで行政の人たちがものすごく燃えたわけですね。一番乗りをしようということで、中身はまあいいんだと。今まで条例というものは女性にとって全然関係が分からなかったんですね。ところが男女共同参画条例というのは女性にとって身近に感じさせるものであるし、市民にとって条例というものはどういうものであるか初めて体験できるものだったわけです。そこで平成14年くらいに行政が燃えて一番乗りをめざしてやろうということで、それはそれで政策的には良かったと思うんですね。このように表でみると早いじゃないか、遅いじゃないかと一目瞭然なので。それはそれとして、泉佐野市は実績もありますしユニークなこともやっておられて、推進条例も市の1つのステータスというか表情として、ユニークな中身を表したものを作ろうというのは非常に意義のあることだと思うんです。もう1つはせっかく作るんですから、条例と市民、条例と私たちの生活の関わり合いを知っていただくなり、あるいは市民の方からそういうことをどんどんとりいれていく。それから意識の面では共同参画はなかなか分かりづらいところがある、そういうところに届くような施策なり、条例の案文というものをどうやっていれていくのか。そういうこともおもしろい課題だと思います。パブリックコメントは市民の声を聴くという事ですが、あまりパブリックコメントで意見を返してくれる人がほとんどいないんです。ですから例えばこの素案どうですかってきいたときに、「それいいですね」あるいは「ここはだめですね」という形で返してもらう人の人数の目標を掲げながら、そういう形でやっていただければいいんじゃないかなと思います。

【会 長】

ありがとうございます。せっかく来ていただいているのでいろいろとご指導

いただけたらと思います。

【委員】

市民の声というところで、いわゆる男女共同参画、結局はそんなことではないと思うんですが、男女差はなくすものだという批判みたいなものはないんですか。

【会長】

そこらあたりどうですか。

【事務局】

平成22年度に、男女共同参画に特化した意識調査というのを実施しております。これは今から5年程前にはなりますが、その項目の中では、性別で固定概念と言いますか、男の人は男性らしく、女性は家庭の中にとどまるべきだというご意見の割合が少し高いという結果も意識調査の中には反映されております。それから5年弱を迎え、今どのような状態になっているかを、案件1にありました意識調査の項目の1つに同じ内容としてもう一度項目だしをしまして、動向を我々としましても見極めたいという思いで今回の意識調査にも参画しているところですので、また状況が分かり次第ご報告させていただき、それを踏まえた取り組みというアドバイスをいただきたいと思っております。

【会長】

よろしいですか。他にございませんか。

【委員】

パブリックコメントで、男性・女性の意識の差がどうなっているのかということでしたが、私の知っているところでは、リタイアして家庭に入った時に、そういう性差の役割は解消していかなあかんという人と、そうじゃなくて「男は男、女は女」という形でキッチリした方がいいじゃないかという意見になる人がいる。その人の生活体験とかそういうものによって弱められたり強められたりしている。年齢が少し高くなればそういう性別役割分担を強調するような、データが少し高くなっている傾向に一般的にあります。

最近新しい動きとして、「男だから」「女だから」と区別するのは良くない、区別することによって苦しいんだという意見が若い人たちからでてきています。性同一障害、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）の人たちが、調査によると1クラスに1人～2人いると。しかし、彼や彼女たちは例えば「自分はおかしいんじゃないか」「病気なんじゃないか」「こういう悩んだりして苦しい気持ちを親に言ったら親が苦しむんじゃないか」「先生が困るんじゃないか」とい

う形で気持ちを押し殺して生活している。それがいじめや登校拒否に繋がっていることもあるということがここ2～3年急にわかってきたことでもある。

性によって生き方を強調したら苦しむ人がいるという事から、性的少数者の意見をきいてみましょうということで、今年5月に文科省も教育現場でそういう配慮をするよう指針をだしているんですね。そういう新しい動きも出てきているわけで、性別に関する意識というのはその人の人生のバックボーンですからそれぞれあっていいんですけれども、基本的にはそれぞれ違いを認め合ひましょう、そして苦しいことは打ち明けて、楽しくやってみましょうという考え方が若者の主張として出てきているのが現代的な1つの新しい流れというふうに思うんです。

【会 長】

アメリカでは同性婚を認めたり、東京のある区では証明書を発行したり、パナソニックでは連れ合いに対する扶養手当を廃止して子どもに対する扶養手当を増額したりという動きが、だんだんと私たちの中に意識を変えていくことの大切さみたいなものを発信していつてくれているのではないかな。そういう1つの曲がり角的な、良い方向へ進みつつある動きが世の中のあちこちに出てきている感じもします。

いろいろと皆さん方から積極的にご意見をいただきましてありがとうございました。だいたい予定しております時間になりましたが、是非ともこの機会にという事がありましたらお願いしたいと思います。

それでは事務局どうぞ。

【事務局】

推進条例の方の検討部会を10名前後で立ち上げたいと思います。この審議委員さんの中から約3名ほどお願いに参りたいと思いますので、その時は嫌がらずにお引き受けいただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

【会 長】

他にございませんか。ありませんでしたら、今日予定しておりました人権問題に関する市民意識調査について、それから男女共同参画推進条例についての会議を終わりたいと思います。貴重なご意見を多数ありがとうございました。

【会 長】

それでは、まとめを副会長に一言よろしく申し上げます。

【副会長】

いまの男女共同参画のなかで、歳のいった人ほど「男は仕事、女は家庭」と

いう意識がすごく高いんですね。ですから男が料理することに抵抗を持っている人が割と多い。ところが歳いって老夫婦が2人になった時に、もし奥さんが亡くなった時に困るのは主人。料理ができない、何もわからない、どこに何が入っているかわからない、ということに惑わされてしまうから、元気にしている間に、夫婦がいてる間に手伝っていく形が一番大事かなと思います。料理もやれば楽しくなってきます。そういうことで男女共同参画。男性の人も意識を変えて、若い人は割と手伝いあいしてやってる人が多いんです。ところが育ってきた中で、年寄りの人はやっぱり、「男性は仕事」という感覚が決めつけられたような感じで、「男は泣くな」というように教えられてきて、ところが人間は感情というものがあって、やっぱり悲しいときは悲しい、笑う時は笑う、というのは自然なこと。そういう面でも夫婦は最後に残った時に助け合いするのが、人間として当たり前のことです。そういう感覚で助け合いをちょっとでもしていただいたら男女共同参画になるのではないかと思います。

それでは、委員の皆様におかれましては、公私ともにお忙しい中ご参加ただいて、誠にありがとうございます。今年度は人権問題市民意識調査の実施と、男女共同参画推進条例の策定にむけて具体的に動き出している状況でございますので、この審議の意見を加味して、委員の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、この審議会を終わらせていただきます。本日はどうも、ご苦労様でした。